

2 給与関係業務

人事委員会は、職員の適正な給与水準の確保と社会一般の情勢に適応した給与制度の確立を図るため、地方公務員法の関係条項に基づき、民間、国、他の地方公共団体の給与水準や給与制度について調査、分析、研究し、その結果を基に給与報告・勧告などを行うとともに、給与条例等の改正等に対する意見の提出、給与条例等で委任された事項についての規則等の制定などを行っている。

(1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告

地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、職員及び県内民間従業員の給与等の実態を調査して、その結果を分析比較するとともに、労働経済情勢に関する各種情報を収集し、また、標準生計費を算出するなど、職員の給与制度の運用及び改善に必要な調査研究を行っている。そして、同法第8条、第14条及び第26条に基づき、これらの結果と国の給与改定の動向等を県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定措置に関する勧告を行っている。

平成26年度においては、10月20日に報告及び勧告を実施した。その要旨は、次のとおりである。

< 職員の給与等に関する報告及び勧告の要旨 >

職員の給与

職員の給与等の実態を把握するため、「平成26年職員給与等実態調査」（4月1日現在）を実施
（調査対象：69,371人）

民間の給与

職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、「平成26年職種別民間給与実態調査」を実施し、4月分の県内民間従業員の給与等の実態を把握
（調査対象：企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の事業所3,040事業所のうち701事業所）
注：701事業所のうち調査完了事業所は577事業所（調査実人員は37,536人）

職員の給与と民間の給与との比較（公民較差）

（A）職員の給与（行政職員）	404,205円
（B）民間従業員の給与（事務・技術関係職種）	405,903円
較差（B）-（A）	1,698円
	（0.42%）

注1：民間従業員の給与は、「きまって支給する給与」から時間外手当、通勤手当を除いたものであり、職員の給与もこれに相当するもの。

注2：職員の給与は、平成25年4月から、平成27年3月まで行(1)6級相当職以下は4%、行(1)7級相当職以上は6%の減額措置が実施されているが、公民比較は減額措置前の給与で行った。

報告の結び

ア 本年の給与改定

(7) 月例給

初任給を中心とした若年層に重点を置きながら、給料表全体を引上げ改定

(4) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

支給月数を0.15月分引上げ、勤勉手当に配分（年間支給月数 3.95月 4.10月）

(9) 諸手当の改定

- ・ 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案して改定
- ・ 交通用具使用者に係る通勤手当について、人事院の給与報告・勧告の内容を考慮し、民間の支給状況及び本県の実情を踏まえて改定

(1) 実施時期

平成26年4月1日に遡及して実施（ただし、勤勉手当は条例公布日から実施）

イ 給与制度の総合的見直し

人事院は、地域間・世代間の給与配分の適正化及び職務や勤務実績に応じた給与配分の適正化を図る観

点から、給与制度の見直しを勧告。本県は、地方公務員法に定める「均衡の原則」を踏まえ、本県の実情に配慮しながら、適切に対応

(7) 給料表の見直し

平成27年4月から国家公務員に適用される改定後の行政職俸給表(-)を基本にしつつ、本県の実情を反映させて給料表を引下げ改定

(4) 地域手当の見直し

地域手当の支給割合は、改定後の給料額（給料及び地域手当）が、改定前の給料額を上回らない範囲で段階的に設定（上限13%）

- ・ 平成27年度は、経過措置を考慮して現在適用されている支給割合（10%）に設定
- ・ 平成28年度以降は、較差解消の観点、経過措置の状況等を踏まえ、前年の報告・勧告で言及

(7) その他の手当の見直し

単身赴任手当について、民間及び職員の支給状況並びに人事院の給与報告・勧告の内容を考慮して改定

(I) 実施時期等

- ・ 平成27年4月1日から実施
- ・ 給料表の改定に際しては、激変を緩和するための措置として3年間を目途に

経過措置

ウ その他の給与上の課題

本県の教員の給与について、メリハリのある教員の給与の見直しに継続的に取り組むとともに、平成18年度の大規模な見直しから8年が経過していることから、給料表を含め職制に応じた適正な教員給与の在り方を本委員会において調査研究。任命権者には、教員を取り巻く環境を踏まえ、主体的に検討するよう要請

エ 公務運営

(7) 人材の確保・育成

a 多彩な人材の確保 b 職員の意欲・能力を活かす人事制度 c 女性職員の活躍促進

(4) 勤務環境の整備

a 総実勤務時間の短縮 b 子育て・介護を行う職員の支援 c 健康管理対策の推進
d 職場におけるハラスメントの防止

(7) 公務員制度を巡る諸課題

a 雇用と年金の接続 b 再任用職員の給与

勧告（全文）

本委員会は、職員の給与について、報告の結びにおいて述べた事柄に十分留意して、次の措置をとられるよう勧告します。

1 本年の給与改定について

平成26年4月の職員の給与と民間の給与の較差に見合う改定を図るため、次の措置をとること。

(1) 給料表

ア 職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号。以下「給与条例」という。）に規定する給料表を別記第1（略）のとおり改定すること。

イ 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）に規定する給料表を別記第2（略）のとおり改定すること。

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）に規定する給料表を別記第3（略）のとおり改定すること。

エ 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）に規定する給料表を別記第4（略）のとおり改定すること。

(2) 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、改定すること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 給与条例及び学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、勤勉手当の支給月数を1.50月（再任用職員にあっては、0.70月）とすること。

イ 給与条例及び学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、勤勉手当の支給月数を1.90月（再任用職員にあっては、0.90月）とすること。

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、期末手当の支給月数を3.10月とすること。

(4) 交通用具使用者に係る通勤手当については、民間の支給状況及び本県の実情を考慮して改定すること。

(5) 上記(1)、(2)及び(4)による措置は、平成26年4月1日から実施し、上記(3)については、所要の措置を実施するための条例の公布の日から実施すること。

なお、上記(1)の改定に当たっては、所要の措置を講ずること。

2 給与制度の総合的見直しについて

給与制度の総合的見直しについては、次の措置をとること。

(1) 給料表

ア 1(1)アによる改定後の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第5（略）のとおり改定すること。

イ 1(1)イによる改定後の給料表を別記第6（略）のとおり改定すること。

ウ 1(1)ウによる改定後の給料表を別記第7（略）のとおり改定すること。

エ 1(1)エによる改定後の給料表を別記第8（略）のとおり改定すること。

(2) 地域手当の支給割合については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、100分の10とすること。

(3) 単身赴任手当については、民間の支給状況及び本県の実情を考慮して改定すること。

(4) 上記(1)から(3)までによる措置は、平成27年4月1日から実施すること。

なお、上記(1)の改定に当たっては、任命権者が定めた期間において、次の経過措置を講ずること。

ア 上記(1)アによる改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（適用される給料表及びその職務の級がそれぞれ給与条例附則第48項の表の給料表欄及び職務の級欄に掲げるものである職員にあっては、同項の規定を適用した額。以下同じ。）が上記(1)アによる改定がなかったものとした場合における給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

イ 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（上記アの職員を除く。）について、上記アによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところ（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年神奈川県条例第122号）第2条の規定による改正後の給与条例附則第22項から第24項までの規定による号給の決定等に関する事項を含む。）により、上記アに準じて、給料を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して上記ア又はイによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、上記ア又はイに準じて、給料を支給すること。

エ 上記(1)イからエまでの改定に当たっては、上記アからウまでの経過措置に準じた措置を講ずること。

オ 上記アからエまでの経過措置の実施に伴い、所要の措置を講ずること。

(5) 基準承認及び個別承認

人事委員会規則に基づき、人事委員会の承認、指定又は別に定めることとされている事項の運用については、一括した基準として承認する方法と個々に承認等をする方法とによって行っている。

(2) 給与改定の概要

平成26年10月20日に行った職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告の主旨等に沿って、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等が、平成26年第3回県議会定例会に12月17日提案、同月25日可決、同月26日公布された。

(概要)

平成26年度給与改定

ア 給料表の改定(平成26年4月1日適用)

本委員会の勧告どおり、給料表を引上げ改定

イ 勤勉手当の改正

平成26年12月期に支給する勤勉手当の支給月数(平成26年12月1日適用)

[一般の職員]

一般職員 0.825月(従前 0.675月) 特定幹部職員 1.025月(従前 0.875月)

[大学学長等] 0.925月(従前 0.775月)

[再任用職員]

一般職員 0.375月(従前 0.325月) 特定幹部職員 0.475月(従前 0.425月)

平成27年度給与改定(平成27年4月1日施行)

ア 給料表の改定

(7) 本委員会の勧告どおり、給料表を引下げ改定(行(1)平均2.37%引下げ)

(4) 給料表の切替えに伴う経過措置として、平成31年3月31日まで新旧給料月額との差額を給料として支給

(9) 行政職給料表(1)6級相当職以上の給与抑制措置(6級相当0.35%、7級相当以上0.55%減額)については、平成31年3月31日で廃止

イ 勤勉手当の改正

平成27年度以降に支給する勤勉手当の支給月数(平成27年4月1日施行)

[一般の職員]

一般職員 0.75月(従前 0.825月) 特定幹部職員 0.95月(従前 1.025月)

[大学学長等] 0.85月(従前 0.925月)

[再任用職員]

一般職員 0.35月(従前 0.375月) 特定幹部職員 0.45月(従前 0.475月)

ウ 地域手当の支給割合

平成27年度の地域手当の支給割合は10%

エ 単身赴任手当の改正

国に準じて、基礎額と加算額の上限を引上げ、再任用職員を支給対象として追加

基礎額 30,000円(従前 23,000円)

加算額の上限 70,000円(従前 45,000円)

オ 管理職員特別勤務手当の改正

国に準じて、災害への対処等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜(午前0時から午前5時まで)に勤務した場合の手当額を新設

勤務1回につき 上限6,000円

カ 特殊勤務手当の見直し

(7) 手当の廃止(1手当)

(4) 支給対象の見直し(6手当)

(9) メリハリのある教員給与の実現に向けた教員特殊業務手当上限額の引上げ 7,500円(従前 6,400円)

(3) 条例案に対する意見の提出

平成26年度において、職員の給与に関する条例等の改正に当たり、地方公務員法第5条第2項の規定による県議会からの求めに応じて、同法第8条第1項第3号の規定により、次のとおり意見を申し出た。

< 条例案に対する意見の提出状況 >

意見提出 年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
26. 6. 18	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例のうち、職員の退職手当に関する条例の一部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正に関する部分（定県第51号議案）	この条例案のうち、職員の退職手当に関する条例の一部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正に関する部分は、公益法人制度改革に伴い、特例財団法人が一般財団法人に移行したことに關し、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。
26. 12. 17	職員の配偶者同行休業に関する条例（附則第3項（神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）を除く）（定県第155号議案）	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業制度の導入について所要の定めをするとともに、同制度の導入に伴う所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。
	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（定県第157号議案）	この条例案は、教育長の期末手当等について所要の改正を行おうとするもので、一般職員に準じた期末手当の支給割合の引上げ及び支給する手当を規定するための改正については、異議ありません。
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（定県第161号議案） 学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（定県第163号議案） 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（定県第164号議案）	この条例案は、本委員会が平成26年10月20日に行った職員の給与等に関する報告及び勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（定県第162号議案）	この条例案は、職員の勤務実態等を勘案し、特殊勤務手当について所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（定県第165号議案）	この条例案は、国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえ、これに準ずる措置を講ずるために所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。
27. 2. 18	神奈川県行政手続条例及び神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例のうち、職員の退職手当に関する条例の一部改正に関する部分（定県第28号議案）	この条例案のうち、職員の退職手当に関する条例の一部改正に関する部分は、神奈川県行政手続条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。

(4) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項に基づき、平成26年度中に公布された給与関係の規則は40件で、その内訳は、制定4件、一部改正31件、廃止5件である。

給与関連の条例、規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために条例、規則の運用について通知したものは18件である。

これらの規則及び運用通知の概要は、次のとおりである。

< 規 則 関 係 >

公布年月日	番号	適用年月日	規則の制定又は改廃の概要
26.12.26	10	26.12.26	寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則 自己啓発等休業制度による休業職員を寒冷地手当の支給対象外とするため、第3条において、支給対象職員から除かれる職員に、同制度による休業職員を追加した。
26.12.26	12	27.4.1	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
26.12.26	13	27.4.1	学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 配偶者同行休業制度の導入に伴い、配偶者同行休業の承認を受けた場合の通勤手当の返納について規定するため、第9条の2の返納の事由に、配偶者同行休業期間が月の全日数にわたる場合を追加した。
26.12.26	15		職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
26.12.26	16	26.12.1	学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ア 条例に定める平成26年12月期の勤勉手当の平均支給月数が引き上げられたことに伴い、勤勉手当の成績率の上限を引き上げるため、第14条の成績率の上限を改正した。
		27.4.1	イ 配偶者同行休業制度の導入に伴い、配偶者同行休業職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給対象外職員並びに除算期間について規定するため、各規定に配偶者同行休業を追加した。 (ア) 期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員から配偶者同行休業職員を除くため、第2条及び第8条において、支給対象から除かれる職員に、基準日に配偶者同行休業をしている職員を追加した。 (イ) 配偶者同行休業期間を期末手当に係る在職期間から1/2除算するため、除算期間を定める第6条第2項において、期間の1/2を除算する対象に配偶者同行休業期間を追加した。 (ウ) 配偶者同行休業期間を勤勉手当に係る勤務期間から除算するため、除算期間を定める第12条において、期間の全てを除算する対象に配偶者同行休業期間を追加した。
26.12.26	17	27.4.1	寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則 配偶者同行休業制度の導入に伴い、同制度による休業職員を寒冷地手当の支給対象外とするため、第3条において、支給対象職員から除かれる職員に、同制度による休業職員を追加した。
26.12.26	18	27.4.1	職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則
26.12.26	14	27.4.1	学校職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則 配偶者同行休業制度の導入に伴い、配偶者同行休業の開始又は終了した場合の給与の計算方法等について規定するため、給与支給日の特例(第2条)及び日割計算(第4条)の規定に配偶者同行休業を追加した。
26.12.26	19	26.4.1	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
26.12.26	20	26.4.1	学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 平成26年給料表改定に伴い、給料の調整額を引き上げるために、別表の調整基本額を改正した。
26.12.26	21	26.4.1	教育職員の給料月額に加算に関する規則の一部を改正する規則 平成26年給料表改定に伴い、教育職給料表の4級(副校長・教頭)である者に対して支給される教職加算額を引き上げるため、第2条の加算額を改正した。

27. 2.13	1	27. 4. 1	<p>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 配偶者同行休業制度の導入に伴い、次の規定を改正した。</p> <p>ア 配偶者同行休業期間の月数を退職手当の調整額に係る算定対象月数から除くため、除かれる月数を定める第4条の2第1項に、配偶者同行休業期間の月数を追加した。</p> <p>イ 退職手当の基本額の算定に当たっては、職員の退職手当に関する条例において、在職期間から自己啓発休職期間の1/2に相当する月数を除算することとされているが、本規則に定める要件()のいずれかに該当する場合には、自己啓発休職期間の月数を除算することとされている。</p> <p>要件の一つである「休業期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(中略)が5年に達するまでの期間中に退職したこと」の在職期間に配偶者同行休業期間を含めないこととするため、在職期間に含めない期間を定める第4条の7第2項に、配偶者同行休業期間を追加した。</p> <p>退職期間中の行為を原因として懲戒処分等を受けたこと。 退職期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間中に退職したこと。</p>
27. 2.13	2	27. 4. 1	<p>職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 配偶者同行休業制度の導入に伴い、次の規定を改正した。</p> <p>退職手当の基本額の算定に当たっては、職員の自己啓発等休業に関する条例において、在職期間から自己啓発等休業期間の月数を除算することとされているが、本規則で定める要件()の全てを満たす場合には、自己啓発等休業期間の1/2に相当する月数を除算することとされている。</p> <p>要件の一つである「休業期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(中略)が5年に達するまでの期間中に退職していないこと」の在職期間に配偶者同行休業期間を含めないこととするため、在職期間に含めない期間を定める第7条第2項に、配偶者同行休業期間を追加した。</p> <p>休業期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、休業期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして任命権者の承認を受けたこと。 休業期間中の行為を原因として懲戒処分等を受けていないこと。 休業期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間中に退職していないこと。</p>
27. 3.31	3	27. 4. 1	<p>職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則</p>
27. 3.31	4	27. 4. 1	<p>学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則</p> <p>ア 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することとなる(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年神奈川県条例第85号)及び学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年神奈川県条例第87号)以下「平成26年改正条例」という。附則第5項)。</p> <p>この規定の適用から除外する職員、当該職員の給料の切替えに伴う給料の算定方法等に関する規則を制定した。</p>

			<p>(ア) 適用除外となる職員（改正条例附則第 5 項 規則第 2 条） 平成 26 年改正条例附則第 5 項の給料の算定方法から除外する職員を規定した。 切替日以降に初任給基準異動をした職員 切替日以降に降格した職員 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職期間等を含む期間に係る復職時調整をされたもの 休職等期間：大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、休職、職務専念義務免除、育児休業、自己啓発休業、療養休暇、介護休暇、外国派遣、公益的法人派遣の各期間 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員 切替日以降に再任用職員異動（一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動）をした職員（フルタイム 短時間 等） 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員</p> <p>(イ) 職員の給料の算定方法（改正条例附則第 6 項 規則第 3 条） (ア)の職員及び給料表の適用を異にする異動をした職員について、切替日の前日に次の異動があったものとした場合に同日に受けることとなる給料月額と切替日に受ける給料月額の差額を給料として支給することとした。 切替日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動した職員、切替日以降に降格した職員及び切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職期間等を含む期間に係る復職時調整をされたもの：切替日の前日に当該異動があったものとした場合に同日に受けることとなる給料月額 切替日以降に育児短時間勤務等を開始した職員及び短時間勤務の職に異動した再任用職員：切替日の前日に受けていた給料月額に勤務時間に応じた割合を乗じた額 切替日以降に育児短時間勤務等を終了した職員及びフルタイムの職に異動した再任用職員：切替前の給料表による給料月額 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員：人事委員会が定める額</p> <p>(ウ) 新たに給料表が適用される職員の給料の算定方法 （改正条例附則第 7 項 規則第 4 条） 切替日以降、人事交流等により新たに給料表が適用される職員について、切替日の前日に職員になったものとした場合に同日に受けることとなる給料月額と切替日に受ける給料月額の差額を給料として支給することとした。</p> <p>イ 平成 18 年の給料表の切替え（給与構造改革）に伴い制定した「職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成 18 年神奈川県人事委員会規則第 14 号）」及び「学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成 18 年神奈川県人事委員会規則第 15 号）」を廃止した。（附則）</p>
27. 3.31	5	27. 4. 1	<p>学校職員の給料月額に加算する額の経過措置に関する規則</p> <p>ア 切替日以降、人事交流等により新たに教育職給料表の適用を受けることとなった職員のうち、特別教職加算額を支給される他の職員との権衡上必要があると認められる職員の給料の算定方法を定める規則を制定した。</p> <p>イ 平成 18 年の給料表の切替え（給与構造改革）に伴い制定した「学校職員の給料月額に加算する額の経過措置に関する規則（平成 18 年神奈川県人事委員会規則第 16 号）」を廃止した。（附則）</p>

27. 3.31	6	27. 4. 1	<p>最高号給を超える給料月額を受ける任期付研究員及び任期付職員の給料の切替えに関する規則</p> <p>ア 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日に最高号給を超える給料月額を受けていた任期付研究員及び任期付職員の給料月額について、平成 27 年給料表改定を反映した新たな給料月額を算定するための規則を制定した。[1 条：任期付研究員 2 条：任期付職員]</p> <p>イ 平成 23 年 1 月 1 日の給与改定に伴い制定した「最高号給を超える給料月額を受ける任期付研究員及び任期付職員の給料の切替えに関する規則（平成 22 年神奈川県人事委員会規則第 45 号）」を廃止した。（附則）</p>
27. 3.31	9	27. 4. 1	<p>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が特別職の身分のみを有することとなるため、一般職の職員の基本給月額を定める第 4 条の 6 から教育長に係る規定を削除した。</p> <p>また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定により、改正附則に教育長がなお従前の例により在職する場合は、改正前の規定がなおその効力を有する旨を規定した。</p>
27. 3.31	10	27. 4. 1	<p>職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>条例改正により、かながわ女性センターの名称が変更されることから、福祉職給料表が適用される職員が勤務する所属名称を変更するため、福祉職給料表の適用範囲を定める第 10 条第 4 号中の「かながわ女性センター」を「かながわ男女共同参画センター」に改めた。</p>
27. 3.31	11	27. 4. 1	<p>職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の特殊勤務手当に関する条例の改正等に伴い、次の手当について改正した。</p> <p>ア 火薬類取締等業務手当 産業技術センターの職員が検重車のクレーンを使用して行う特定計量器の検定又は検査を除くため、第 14 条第 1 項第 9 号から「検重車のクレーンを使用して行うもの」を削除した。</p> <p>イ 危険現場手当 平成 27 年 3 月 31 日をもって広域幹線道路事務所が廃止されるため、当該手当の支給対象所属及び業務を規定している第 19 条第 2 項から「広域幹線道路事務所」を削除した。</p> <p>ウ 夜間特殊業務手当 所属指定のない業務並びに夜間（午後 9 時後翌日の午前 6 時 30 分以前の間）及び年末年始において行われる業務を支給対象から除くため、第 27 条から当該業務に係る規定を削除した。 支給対象となる所属及び業務 福祉型障害児入所施設等に勤務する看護師、准看護師、保育士等の行う看護等の業務 警察の情報管理課、留置管理課等に勤務する職員が行う警備に関する業務</p> <p>エ 夜間緊急業務手当 支給対象業務を個別の業務に限定するため、第 29 条に、新たに災害対応、警察職員による事件又は事故の処理等の業務を定める第 2 項を追加し、現行の第 3 項以下の項をそれぞれ繰り下げた。 当該手当の支給対象となる業務の勤務時間帯を夜間（午後 9 時後翌日午前 5 時前の間。以下同じ。）から深夜（午後 10 時後翌日午前 5 時前の間。以下同じ。）に変更するため、現行の第 29 条第 2 項及び第 4 項の「夜間」を「深夜」に改めた。 支給対象となる業務 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報収集、災害予防及び災害応急対策の実施、関係機関との連絡調整等警察職員が行う事件又は事故の処理等に相当する業務として人事委員会が定めるもの</p>

			<p>オ 用地交渉等手当 支給対象業務を行っていない公共住宅課及び平成27年3月31日をもって廃止される広域幹線道路事務所を支給対象から除くため、第30条第1項から両所属を削除した。 当該手当の支給対象となる業務の勤務時間帯から休日及び夜間を除くため、第30条第2項第2号を削除し、現行の第3号を第2号に繰り上げた。</p> <p>カ 警察業務手当 地域警察幹部が行う警ら業務の勤務時間帯を「夜間」から「深夜」に変更するため、第38条第13項第4号中の「夜間」を「深夜」に改めた。 業務の種類及び手当額を定める別表第4の第5号の項から人命救助のための業務の勤務時間帯の休日及び夜間に係る規定を削除した。</p> <p>キ 保健福祉業務等従事手当 保健福祉業務等従事手当額を定める別表第2の支給区分（所属・職員・業務）及び支給額から次の業務を削除した。 職員厚生課及び警察健康管理センターの保健師等が行う健康相談等の業務 煤ヶ谷診療所の職員が行う窓口における診療報酬の収納事務等の業務 福祉施設等の職員が行う入所者等の生活指導又は介助の補助の業務</p>
27. 3.31	12	27. 4. 1	<p>学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 学校職員の給与等に関する条例等の改正に伴い、次の手当について改正した。</p> <p>ア 特殊学校手当 条例改正により特殊学校手当が廃止されるため、当該手当を支給する業務及び金額を定める第2条及び別表第1を削除した。</p> <p>イ 夜間緊急業務手当 支給対象業務を個別の業務に限定するため、第6条に新たに災害対応に係る業務を定める第1項を追加し、現行の第1項以下の項をそれぞれ繰り下げた。 当該手当の支給対象となる業務の勤務時間帯を夜間から深夜に変更するため、現行の第6条第1項及び第2項の「夜間」を「深夜」に改めた。 支給対象となる業務 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報収集、災害予防及び災害応急対策の実施、関係機関との連絡調整等</p> <p>ウ 教員特殊業務手当 次に掲げる業務の手当額を引き上げるため、手当額を定める現行の別表第2の手当額を改め、アの別表第1の削除に伴い、別表第2を別表とした。 (ア)非常災害時の児童等の保護又は緊急の防災等の業務(6時間以上) 6,400円 7,500円 (イ)児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務・緊急の補導業務(6時間以上) 6,000円 7,000円 (ウ)修学旅行等の引率・指導業務(泊を伴うとき) 3,400円 4,000円 (エ)対外運動競技等の引率・指導業務(泊を伴うもの又は週休日等) 3,400円 4,000円 (オ)部活動等の指導業務(週休日等に4時間以上) 2,400円 2,800円</p>
27. 3.31	13	27. 4. 1	<p>職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
27. 3.31	14	27. 4. 1	<p>学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 再任用に伴い新幹線鉄道等を利用して通勤することとなった職員に新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給するため、支給対象職員の範囲を定める第8条の7の規定を改正した。</p>

27. 3.31	15	27. 4. 1	<p>学校職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>特殊学校手当の支給を受ける職員であるときの時間外勤務手当及び休日勤務手当の額は、特例として本規則に加算方法を定めていたが、条例改正により特殊学校手当が廃止されるため、当該特例の規定を削除した。</p>
27. 3.31	16	27. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
27. 3.31	17	27. 4. 1	<p>学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>ア 平成 27 年給料表の改定に伴い、現行の昇格対応では一定の昇格メリットが確保できなくなる箇所が生じることから、これらの昇格対応について一定の昇格メリットを確保するため、別表第 7 の昇格時号給対応表を改正した。</p> <p>イ 平成 27 年給料表の改定に伴い、適用日(平成 27 年 4 月 1 日)に降格する職員の号給の決定に当たっては、当該降格がないものとした場合に同日に受け取ることとなる号給を同日の前日に受けていたものとみなして降格後の号給を決定するため、改正附則にその旨を規定した。</p> <p>ウ 平成 23 年 1 月 1 日の給与改定に伴い制定した「学校職員の給与等に関する条例等」の一部を改正する条例の施行の日における学校職員の降格の特例に関する規則(平成 22 年神奈川県人事委員会規則第 44 号)を廃止した。(附則)</p> <p>エ 独立行政法人通則法の改正により法人の分類が変更されることから、人事交流等により異動した場合の号給の取り扱いについて定める第 16 条中の「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めた。</p>
27. 3.31	18	27. 4. 1	職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
27. 3.31	19	27. 4. 1	<p>学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等(配偶者のいない職員の 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を含む。)が居住するための住宅として異動等の直前の住居であった住宅等を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を払っているものは住居手当の支給の対象とされている。</p> <p>条例改正により、再任用職員は単身赴任手当の支給対象職員とされたが、住居手当を定める条例第 9 条の 4 の規定は再任用職員には適用しないこととされていることから、住居手当の支給対象職員を明確にするため、権衡職員の範囲を定める第 4 条の規定を改正した。</p>
27. 3.31	20	27. 3.31	<p>失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則</p> <p>雇用保険法の改正により、就業促進手当の一つとして就業促進定着手当の制度が新設され、失業者の退職手当においても要件を満たした場合には就業促進定着手当に相当する退職手当が支給されることとなったことから、支給手続を定める第 19 条を改正するとともに、支給の申請のための様式を追加した。</p>
27. 3.31	21	27. 4. 1	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
27. 3.31	22	27. 4. 1	<p>学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>ア 職員の住宅と配偶者の住居との間の交通距離に応じて支給する加算額の交通距離の区分を追加し、各区分の額を引き上げるため、加算額を定める第 4 条第 3 項を改正した。</p> <p>イ 条例改正により支給対象者に再任用職員が追加されたことから、定年退職等の日の翌日に再任用職員として採用される者を支給対象者に追加するため、権衡職員の範囲を規定する第 5 条第 3 項を改正した。</p> <p>ウ 条例改正により単身赴任手当の基礎額は、条例第 9 条の 6 第 2 項で 3 万円に引き上げられたが、経過措置として平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、2 万 6,000 円とするための規定を追加した。(附則)</p>

27. 3.31	23	27. 4. 1	職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則												
27. 3.31	24	27. 4. 1	<p>学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>条例改正により、災害への対処等の臨時又は緊急の必要により平日深夜に勤務した管理職手当の支給を受ける職員に、新たに管理職手当の区分に応じた手当を支給するとともに、大学学長にも支給するとされたことから、同手当の額を定めるため、新たに第3条の規定を追加し、現行の第3条以下の条をそれぞれ繰り下げた。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>(手当額) 1種</td> <td>6,000円</td> <td>4・5種</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>5,500円</td> <td>6・7・8種</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>5,000円</td> <td>大学学長等</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	(手当額) 1種	6,000円	4・5種	4,000円	2種	5,500円	6・7・8種	3,000円	3種	5,000円	大学学長等	6,000円
(手当額) 1種	6,000円	4・5種	4,000円												
2種	5,500円	6・7・8種	3,000円												
3種	5,000円	大学学長等	6,000円												
27. 3.31	25	27. 4. 1	<p>教育職員の給料月額に加算に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>平成27年教育職給料表の改定に伴い、職務の級が4級(副校長・教頭)である者に対して支給される教職加算額の支給対象となる号給及び額を変更するため、第2条の表を改正した。</p>												
27. 3.31	26	27. 4. 1	<p>職員の退職手当に関する条例の規定に基づき任命権者が行う意見の聴取の 手続に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の退職手当に関する条例第14条から第17条までの規定により、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、任命権者は当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならないとされている。</p> <p>当該聴取の手続きは、神奈川県行政手続条例第38条(写しの交付)の規定を準用することとされているが、同条の規定による資料等の写しの交付を求めるための書面の提出、資料等の写しの交付に要する費用の納付等を定める第14条及び第15条では同条例第38条を引用しており、同条例の改正により同条が第39条に繰り下げられたため、第14条及び第15条中の「第38条」を「第39条」に改めた。</p>												

< 運用通知関係 >

通知年月日	番号	適用年月日	運用通知の制定又は改廃の概要
26.12.26	214	27. 4. 1	復職時等における号給の調整の運用についての一部改正
26.12.26	215	27. 4. 1	復職時等における号給の調整の運用について（学校職員）の一部改正 休職者の復職時調整の時期、算定方法等復職時調整の要領等を定めている第1と同様に取り扱うため、休職以外の復職時調整について定める第2に、配偶者同行休業の終了により職務に復帰した職員を追加した。
27. 2.13	241	27. 4. 1	職員の退職手当に関する条例施行規則の運用についての一部改正 配偶者同行休業制度の導入に伴い、退職手当の調整額に係る算定の基礎となる在職期間中に国家公務員退職手当法の適用を受ける者等であった期間がある職員について、当該期間中に行われた配偶者同行休業の期間における月数を退職手当の調整額に係る算定対象月数から除くため、当該期間を規則第4条の2第1項第2号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間（算定対象から除かれる期間）とすることとし、職員として在職中に行われたとみなされる行為の期間を定める第4条の3関係第4項に、国家公務員として行われた配偶者同行休業の期間等を追加した。
27. 3.31	273	27. 4. 1	職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について
27. 3.31	274	27. 4. 1	学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に、次の事由に複数該当することとなる職員の経過措置額の算定の基礎となる額についてそれぞれ定めた。 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合 降格をした場合 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 再任用職員異動をした場合 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合
27. 3.31	275	27. 4. 1	職員の給料の切替えについて
27. 3.31	276	27. 4. 1	学校職員の給料の切替えについて ア 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（学校職員：学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例）附則第4項の規定に基づき、切替日前に昇格等をした職員で、当該昇格等が切替日に行われたものとした場合に決定される号給の方が有利な職員については、当該号給をその者の切替日における号給とすることができるように定めた。 イ 平成19年の給与改定に伴い制定した「職員の給料の切替えについて」を廃止した。
27. 3.31	277	27. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正
27. 3.31	278	27. 4. 1	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正 ア 平成26年4月に防衛医科大学校において看護学科が新設されたことに伴い、別表の「学歴免許等資格区分表 1 甲表」において防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業を大学4卒の学歴免許等の資格に加えた。 イ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）の施行に伴い、名称変更が行われるため、別表の「学歴免許等資格区分表 1 甲表」において独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に改めた。

27. 3.31	279	27. 4. 1	職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正
27. 3.31	280	27. 4. 1	学校職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正 新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されていた職員が、定年退職後引き続き同一公署に勤務する再任用職員となった場合において、退職前に支給されていた当該手当について退職前と同様に支給するため、第8条の7関係第2項第2号の規定を改正した。
27. 3.31	281	27. 4. 1	職員の単身赴任手当の運用についての一部改正
27. 3.31	282	27. 4. 1	学校職員の単身赴任手当の運用についての一部改正 ア 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業が地域型保育事業として児童福祉法に位置付けられることに伴い、当該事業を行う施設に在所している3歳以上の同居の子を養育するため配偶者が職員と同居できない場合を規則第2条関係第2項第2号に加えた。 イ 職員の給与に関する条例等の改正により、支給対象者に再任用職員が追加されたことから、再任用される前から引き続き単身赴任手当の支給要件に該当している場合にも当該手当を支給するため、規則第5条関係第5項第7号に再任用職員を追加する等の改正を行った。
27. 3.31	283	27. 4. 1	職員の管理職員特別勤務手当の運用についての一部改正
27. 3.31	284	27. 4. 1	学校職員の管理職員特別勤務手当の運用についての一部改正 災害への対処等の臨時又は緊急の必要により、平日深夜に勤務した管理職手当の支給を受ける職員等に管理職員特別勤務手当を支給することに伴い、支給対象となる勤務等についての規定を加えた。
27. 3.31	285	27. 4. 1	職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正
27. 3.31	286	27. 4. 1	学校職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正 ア 規則第29条第2項第1号(学校職員規則・第6条第1項)に規定する「人事委員会が定めるもの」について、「8 夜間緊急業務手当関係(学校職員：夜間緊急業務手当関係)(1)」に次のとおり規定を加えた。 災害対策本部長が定める配備体制の下で行う災害に関する情報の収集等の業務 水防計画に定められた配備体制の下で行う水防活動 道路管理課及び土木事務所の職員が行う異常気象時の道路交通規制、凍雪害対策等の業務 砂防海岸課の職員が行う大雨警報発令時の土砂災害警戒配備体制の下で行う情報の収集等の業務 下水道課及び流域下水道整備事務所の職員が行う異常降雨時等における警戒体制等の下で行う流域下水道施設に対する緊急措置、関係機関との連絡調整等の業務 イ 規則第29条第2項第3号に規定する「人事委員会が定めるもの」について、次の各本部の下で行われる危機管理に関する情報の収集、関係機関との連絡調整等の業務とするため、「8 夜間緊急業務手当関係(2)」に規定を加えた。 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部 新型インフルエンザ等対策本部 危機管理対策会議及び危機管理対策本部 (学校職員は、ア(1)のみで、市町村の災害対策本部における対応を含む。)
27. 3.31	287	27. 4. 1	職員の退職手当に関する条例施行規則の運用についての一部改正 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」の名称が「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改められることから、同法の名称を引用している第4条の3関係第4項を改正した。

(5) 基準承認及び個別承認

人事委員会規則に基づき、人事委員会の承認、指定又は別に定めることとされている事項の運用については、一括した基準として承認する方法と個々に承認等をする方法とによって行っている。

平成26年度における基準承認及び個別承認の件数は、次のとおりである。

基準承認（一部改正、指定等を含む。）

- ア 初任給規則等関係 2件
- イ 手当関係 2件

個別承認

ア 給与承認

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則又は学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づく承認）

	知 事		警 察		教 委		そ の 他		合 計	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
初任給10～18条関係	18	54	13	52	7	134	0	0	38	240
昇格等19～23条関係	1	14	8	279	8	60	0	0	17	353
表異動24～27条関係	3	12	2	7	0	0	0	0	5	19
その他37～46条関係	2	11	0	0	1	5	0	0	3	16
合 計	24	91	23	338	16	199	0	0	63	628

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則又は学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則に基づく承認）

2件 13人

イ 在勤基本手当等の号の承認

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第5条第4項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する規則第5条第4項）

2件 3人